

入札公告

(建設のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月16日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度馬毛島外施工状況確認等補助業務(電子契約対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、防衛省から支出委任を受けて実施する工事の検査補助を行うものであり、対象工事の監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容 本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、受発注者間の指示及び承諾行為は受注者の代表者(以下「管理技術者」という)に対して行うため、実施する作業員(以下「担当技術者」という)は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

1) 使用材料について設計図書と照合

2) 施工状況について設計図書と照合

3) 不可視部分や重要構造物の確認

4) 工事検査等への臨場

5) 照査

6) なお、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報については、別紙-1「業務ボリュームの参考指標」、別紙-3「従来の実施状況に関する情報の開示」を参照。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：出来形及び品質の確認、施工状況の確認等を的確かつ効率的に実施するための配慮事項とその対策について

(5) 成果品について

成果品は以下の通りとする。

1) 業務実施報告書 1式

2) 打合せ資料 1式

(6) 履行期間 契約締結日～令和9年3月26日

(7) 本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)又は予決令第85条の基準に準じて九州地方整備局(港湾空港関係)が予定価格200万円以上1,000万円以下の業務に定めた価格(以下「品

質確保基準価格」という。)を設定する総合評価落札方式においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

- (8) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本業務は、競争参加資格があると認めた者に対し、見積参考資料を開示する試行業務である。
- (10) 本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。
- (11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて」の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。
- (12) 本業務は、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が200万円を超え1,000万円以下の業務においては調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合）、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。
- (13) 本業務に係る開札は落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されている時は全額計上の契約とするが、全額計上されていない時は全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (14) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (15) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (16) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。
- (17) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1 単体企業

①予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②九州地方整備局（港湾空港関係）における令和7・8年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格A等級の決定を受けている又は申請を行い受理されていること。

ただし、開札の時までに資格決定が得られない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

③競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整

備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑥労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2 設計共同体

2-1 に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月7日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより、九州地方整備局副局長から令和8年度馬毛島外施工状況確認等補助業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の決定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。なお、設計共同体として認める業務の区分は入札説明書のとおりである。

2-3 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、九州地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思又は入札価格についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。

②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律154号）第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

I) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

II) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

III) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）

の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

IV) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、I) からIV) までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1

項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

1) 中立公平性に関する要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

・「対象工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量・調査業務も含む）をしていることをいう。但し、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

・「資本面・人事面で関係がある」とは、次の①又は②に該当する者をいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

2) 業務実績に関する要件

平成18年4月1日以降に完了した以下に示す業務の実績を有していること（令和7年度完了予定を含む）。

・港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する、建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）。

また、設計共同体にあっても全ての構成員が実績を有していること。但し、地方整備局（港湾空港関係）等が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない（令和7年度完了予定については、その限りではない）。

3) 業務実施体制に関する要件

①業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

②業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

③設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。

④業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。

2-5 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。なお、設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置する。また、配置予定管理技術者は、照査技術者を兼務できるが担当技術者は兼務できない。（但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。）

1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。但し、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

①技術士（総合技術監理部門—建設又は建設部門）

②APECエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental）

③土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者

④一級土木施工管理技士

⑤（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）

⑥RCCEM（港湾及び空港部門）又はRCCEMと同等の能力を有する者（※1）

※1「RCCEMと同等の能力を有する者」とは、RCCEM試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCEM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該民間事業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

2) 配置予定管理技術者（又は配置予定技術指導者）に必要とされる同種又は類似業務の実績

平成18年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）の業務実績を有すること。

同種業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する、発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾・海岸又は空港のいずれかの工事（工事を業務として認める）（発注機関については問わない）

類似業務：港湾・海岸又は空港の工事のいずれかに関する、建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。）。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める（検査職員としての経験は認めない）。但し、地方整備局（港湾空港関係）が発注し、業務実績において請負業務成績評定の評定点を得ているものについては当該点が60点未満の場合は実績として認めない。また、工事实績においては、当該施工実績が平成18年4月1日以降に完成した地方整備局（港湾空港関係）が発注し、請負工事成績評定の評定点が65点未満の場合は実績として認めない。但し、令和7年度完了予定業務については、その限りではない。

設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。

3) 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から④全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、設計共同体による申請の場合、技術指導者は代表者から配置すること。

①配置予定管理技術者に求める資格を有すること。

②定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。（1回／週程度）

③発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

④技術指導者を配置する場合における配置予定管理技術者は、基準日（令和7年4月1日）において満40歳未満であること。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、2-5に掲げる配置予定管理技術者に求める要件のうち業務経験は求めない。

4) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、在籍出向者及び派遣社員は直接的雇用関係に該当しない。

5) 第三者照査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が200万円を超え1,000万円以下の業務においては「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」）、品質確保の観点から、受注者が行う当該業務の照査に加えて、第三者による照査を受注者の負担において実施しなければならない。

2-6 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定担当技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するものとする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・ A P E Cエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental）
- ・ 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・ （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・ R C C M（港湾及び空港部門）又はR C C Mと同等の能力を有する者
※「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者
- ・ 「配置予定管理技術者（又は配置予定技術指導者）に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験（工事については、監理技術者又は主任技術者として従事したものも認める。）が1年以上の者
※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。
- ・ 港湾・海岸又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

2－7 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 技術提案書を提出した者であること。
- 2) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

- 3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。（なお、これら調査に伴う履行期間の延長は行わない）
- 4) 上記において、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の配分点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価
- ⑤ 賃上げの実施に関する評価
- ⑥ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の配分点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (④に係る評価点) + (⑤に係る評価点) + (技術提案評価点) × (⑥の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記1)、2)、3)により得られた価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第二係

電話 092-418-3345 E-mail kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の配付期間、場所及び方法

① 令和7年12月16日(火)から令和8年2月24日(火)(最終日は16時00分まで)まで入札情報サービス(<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>)により配付する。

② 上記①に対応していない等の理由で書面による配付を希望する場合は、上記(1)の担当部局において交付するので事前に電話連絡をすること。配付期間は上記①と同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書等の受領期限並びに提出場所及び方法

① 受領期限: 令和8年1月23日(金) 11時00分

② 提出場所: 上記(1)に同じ。

③ 提出方法: 1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。但し、容量が10MBを超える場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)すること。

2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では申請書類に記載された事項について内容の確認を行う。なお、ヒアリングは実施しない。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は令和8年2月9日(月)を予定する。

(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の締切日時 令和8年2月24日(火) 16時00分

② 入札書の提出方法 1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

- 2) 紙入札方式による場合
持参すること。

③提出場所 上記(1)に同じ。

- (7) 開札の日時及び場所

開札は、令和8年2月25日(水) 15時30分 九州地方整備局総務部経理調達課入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 受注者は、技術提案の内容に基づき技術提案履行計画書を作成し、その内容を適切に履行すること。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

- (8) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

- (9) 予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札した業務（予定価格が200万円を超え1,000万円以下の業務においては、「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で入札した業務」）においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知が無い場合には、「九州地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札心得」第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- (10) 受注後の他業務への入札に関する事後制限

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事・業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事・業務に参加してはならない。なお、「対象工事・業務に参加」とは、当該工事・業務の入札に参加すること、当該工事・業務の下請け（測量・調査業務も含む）としての参加をいう。

資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (11) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

- (12) 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに九州地方整備局（港湾空港関係）、下関港湾事務所、北九州港湾・空港整備事務所、博多港湾・空港整備事務所、苅田港湾事務所、唐津港湾事務所、長崎港湾・空港整備事務所、熊本港湾・空港整備事務所、別府港湾・空港整備事務所、宮崎港湾・空港整備事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、西之表港湾事務所、志布志港湾事務所、関門航路事務所又は下関港湾空港技術調査事務所が、公募型又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）に係る手続開始の公示及び総合評価落札方式に係る入札公告又は手続開始の公示（説明書及び入札説明書を含む。以下「公示等」という。）により発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年 3月 7日

九州地方整備局副局長 坂井 功

1 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）。

なおプロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても、随時申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず技術提案書を提出できないことがある。

また競争入札の場合は、当該業務に係る提出期間後においても、随時申請を受け付けるが開札の時（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の公示等と併せて入札情報サービス（<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp>）により配布する。

ただし、書面により交付を希望する場合は、当該業務の公示等に記載の担当部局まで申込みすること。

（書面による交付時間は、当該業務の公示等に記載のとおり）

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第二係

TEL 092-418-3345

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省東北地方整備局副局長、関東地方整備局副局長、北陸地方整備局次長、中部地方整備局副局長、近畿地方整備局副局長、中国地方整備局副局長、四国地方整備局次長、九州地方整備局副局長。）により、設計共同体としての資格があると決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該業務の公示等に表示された条件を満たす者の組合せであること。

(2) 業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年1月25日付け官会第93号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

公示等に表示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が公示等に表示された等級の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（競争入札の場合は、開札の時まで（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時まで））に上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、当該業務名を付け「〇〇業務△△・××設計共同体」とする。

(2) プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務に係る公示等に表示されたところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる「〇〇業務」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名)

登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名)

登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名)

登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

九州地方整備局 副局長 殿

共同体名 ○○業務
△△・××設計共同体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者氏名 :
電 話 :
E-mail :

(構成員)	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
(構成員)	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印

記載要領

- ① 登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の17の登録事業に限るものとする。
- ② 登録事業名及び登録番号を証明できる写しを添付するものとする。

〇〇業務設計共同体協定書

（目的）

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 九州地方整備局発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当設計共同体は、〇〇業務△△・××設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

- 第4条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 本業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
××株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同体は、△△株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

- 第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果

物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和 年 月 日

代表者 △△株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 ××株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

九州地方整備局発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社 〇〇円

△△設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和〇年〇月〇日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 △△株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 ××株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印